

平成 25 年 1 月 7 日

各 位

信託事業開始のお知らせ

当社は、平成24年12月26日付けで、サーバントラスト信託株式会社を子会社化し、新たに信託事業を開始いたしましたので以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 信託とは

①財産を所有している人が ②相続等に伴い財産を受け取る人のために ③信頼できる人（信託会社等）に所有している財産を移転して管理してもらう制度です。

この「財産を管理する」ための信託は、欧米各国では古くから浸透している制度ですが、日本では、これまで信託サービスの担い手が大手金融機関に限られていたことから、信託と聞けば投資信託などの金融商品をイメージしてしまう方が多く、日本ではまだまだ馴染みの薄い制度です。

なお、信頼できる人として信託業務（信託会社）を行うには、金融庁よりの免許または金融庁への登録が必要で、この信託会社（信託銀行等を除く）は、平成24年12月31日現在、全国に14社でサーバントラスト信託株式会社はこの内の1社です。

2. 信託事業の目的

日本ではまだまだ馴染みの薄い「財産を管理するための信託」ですが、今後ますます高齢化が進むなか、いわゆる福祉型信託や家族信託と言われる相続不動産関連信託・相続金銭財産関連信託・遺言代用信託など様々な場面で信託が活用されていくものと考えております。当社は、ますます普及・活用・成長が期待されているこの信託分野のさきがけとして、高齢者の方々に信頼していただき安心して財産を託していただくことを行いたく信託会社を取得し信託事業を開始いたしました。

この信託事業を通じた信頼関係は、当社と同業他社との明確な差別化につながり、安定した事業基盤の確保に寄与するとともに、既存事業（給食事業・介護事業・卸売事業）に関しましても一段と安定的にスピード感を持って事業成長できるものと考えております。なお、具体的な信託商品は以下のとおりです。詳細は、「3. 信託会社の概要」に記載のホームページをご参照ください。

（1）財産等の管理

- ① あんしん託（葬儀費用保全信託、財産管理業務補完信託、不動産管理信託、遺言代用信託）
- ② 不動産流動化信託 ③ エスクロー信託

（2）有料老人ホーム等入居一時金の保全

現在、有料老人ホームを含むサービス付き高齢者住宅の入居に際し受領する入居一時金に関しては、入居者保護の観点から有料老人ホーム等設置者に入居一時金（前払金）の保全措置を講ずることが義務付けられています。この保全措置を行うことを目的として信託会社を取得しました。

なお、信託を用いて入居一時金の保全措置を行うことで保全に係るコストが軽減され、結果、ご入居者様等への介護サービスの向上に寄与できればと考えております。

3. 信託会社の概要

社名	サーバントラスト信託株式会社
本店所在地	大阪府大阪市淀川区西中島五丁目 7 番 11 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 澁谷 誠太郎
主な事業内容	①管理型信託業務 ②第二種金融商品取引業務（信託受益権売買等業務）
決算期	3 月 31 日
資本金の額	2 億 5,000 万円
設立年月日	平成 18 年 10 月 27 日
ホームページURL	http://www.servant.jp/index.html

【本件に関するお問合せ先】 株式会社アスモ 経営企画室 TEL 06-6683-3101 までお願いいたします。

以 上